

独立行政法人水資源機構分任契約職

木曾川用水総合管理所長 本田 毅

(公 印 省 略)

見 積 依 頼 書

- 1 件 名 長良導水フロートフェンス外処分工事
- 2 施 行 場 所 三重県桑名市長島町西外面地内
- 3 工 期 契約締結の翌日から令和6年3月22日まで
- 4 内 容 等 別添、仕様書のとおり

上記について、下記により見積合わせを行いますので入札心得等を熟覧のうえ提出して下さい。

記

- 1 現 場 説 明 実施しません。
 - 2 見 積 書 等
 - 1) 様 式 等 見積書の様式は任意としますが、見積書には見積年月日並びに見積者の住所及び氏名(法人の場合は、法人名及びその代表者名)を記載し、代表者の印章を押印されたものに限ります。ただし、押印は「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を明記することで省略することができます。
 - 2) 提出方法 FAXによる。(※FAX番号は、4)に記載された番号)
なお、FAXに抛りがたい場合は、持参又は郵送(一般書留、簡易書留、その他配達記録が残る方法に限る。)による。
 - 3) 提出期限 令和6年2月22日 12:00 まで
 - 4) 提 出 先 独立行政法人水資源機構 木曾川用水総合管理所 経理課 中原
TEL 0587-97-3710 FAX 0587-97-1482
 - 5) 質 問 書 令和6年2月19日 12:00 まで
※質問の回答については、令和6年2月21日までにHPに掲載します。
 - 6) 見積回数 2回を限度とする。
なお、当初の見積徴取において予定価格の制限に達した価格の見積書がない場合の再度の見積書の提出については、改めて連絡するものとし、再度の見積書提出の期限は 令和6年2月22日 16:00 までとします。
 - 7) そ の 他 ①見積価格は、見積者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載してください。
②見積書を送信した後は、見積書の引き換え若しくは変更又は見積の取消しはできません。また、見積者は見積り誤り、見積書の書き誤り等を理由に見積りの無効を主張することはできません。
 - 3 見 積 結 果 見積結果については、契約の相手方として決定した者のみに、原則として提出期限の翌日(翌日が休日となる場合には休日でない直後の日)までに通知します。
- 1) 契約金額は、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とします。
 - 2) 受注代金の支払いについては、履行確認後の一括支払となります。
 - 3) 最低金額を提出した見積者が複数ある場合は、「くじ」により契約の相手方を決定します。
くじの方法は、別添「くじの方法」とおりとします。

長良導水フロートフェンス外処分工事 仕様書

I. 概要

1. 工事名 長良導水フロートフェンス外処分工事
2. 工事場所 三重県桑名市長島町西外面地内
3. 工事概要 その他の工事（数量総括表参照）
 - ・フロートフェンス処分 ー 1式
 - ・オイルフェンス処分 ー 1式
4. 工期 休日等を含み、契約締結の翌日から令和6年3月22日までとする。

なお、休日等には、日曜日及び祝日のほか、作業期間内の全土曜日を含まれている。

II. 総則

1. 適用

本仕様書は「長良導水フロートフェンス外処分工事」（以下、「本工事」という。）に適用する。
2. 安全管理

作業に当たっては安全に留意して現場管理を行い、災害及び事故の防止に努める。
3. 工事関係図書
 - 1) 作業工程表
 - 2) 施工状況写真
 - 3) マニフェスト
4. 疑義に対する協議等

設計図書に定められた内容に疑義が生じたり、現場状況により設計図書によることが困難または不都合な場合が生じたときは、担当者と協議を行い必要に応じて設計変更を行う。

III. 工事編

1. 工事内容

本工事は、長良導水取水口部で使用する、フロートフェンス及びオイルフェンスのうち、老朽化した既製品の処分を行うものである。

詳細は下記のとおりとする。

・ フロートフェンス処分

上下流部岸側フェンス (No. 1、No. 2、No. 7、No. 8)

数量 約 25 m × 4 スパン = 約 100 m

上下流部沖側フェンス (No. 3、No. 6)

数量 約 20 m × 2 スパン = 約 40 m

※フロートフェンスの詳細は別途参考図を参照のこと。

・ オイルフェンス処分

国土交通省形式承認オイルフェンス OK-200M型 (法令A型)

数量 約 20 m × 4 スパン = 約 80 m

・ 既存フロートフェンス及びオイルフェンス格納場所

三重県桑名市長島町西外面 1026 長良導水管理所東倉庫

2. 建設副産物

本工事において発生する建設副産物は、産業廃棄物として、次に示す搬出先区分に従い搬出するものとする。

なお、処理施設については積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではないことから、受注者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。

建設副産物	搬出先の条件明示			
	受入れ場所	受入期間及び受入時間	片道運搬距離	受入費用 (税抜き)
混合廃棄物	三重県桑名郡木曾岬町 大字和泉 279-1	土曜、日曜、祝日を除く 午前 8 時～午後 5 時	7.5km	25,000 円/m ³

3. マニフェスト

受注者は、産業廃棄物の搬出にあたっては、産業廃棄物管理票 (紙マニフェストまたは電子マニフェスト) により、適正に処理されていることを確かめるとともに監督員に提示しなければならない。

数量総括表

名称	規格・条件	単位	数量	備考
運搬処理工		式	1	
フロードフェンス処分		式	1	延長：約 140m 処分量：約 7m ³
オイルフェンス処分		式	1	延長：約 80m 処分量：約 6m ³
共通仮設費	率計上	式	1	
現場管理費		式	1	
一般管理費等		式	1	
工事価格		式	1	
消費税相当額		式	1	
工事費		式	1	

長良導水フロートフェンス外処分工事

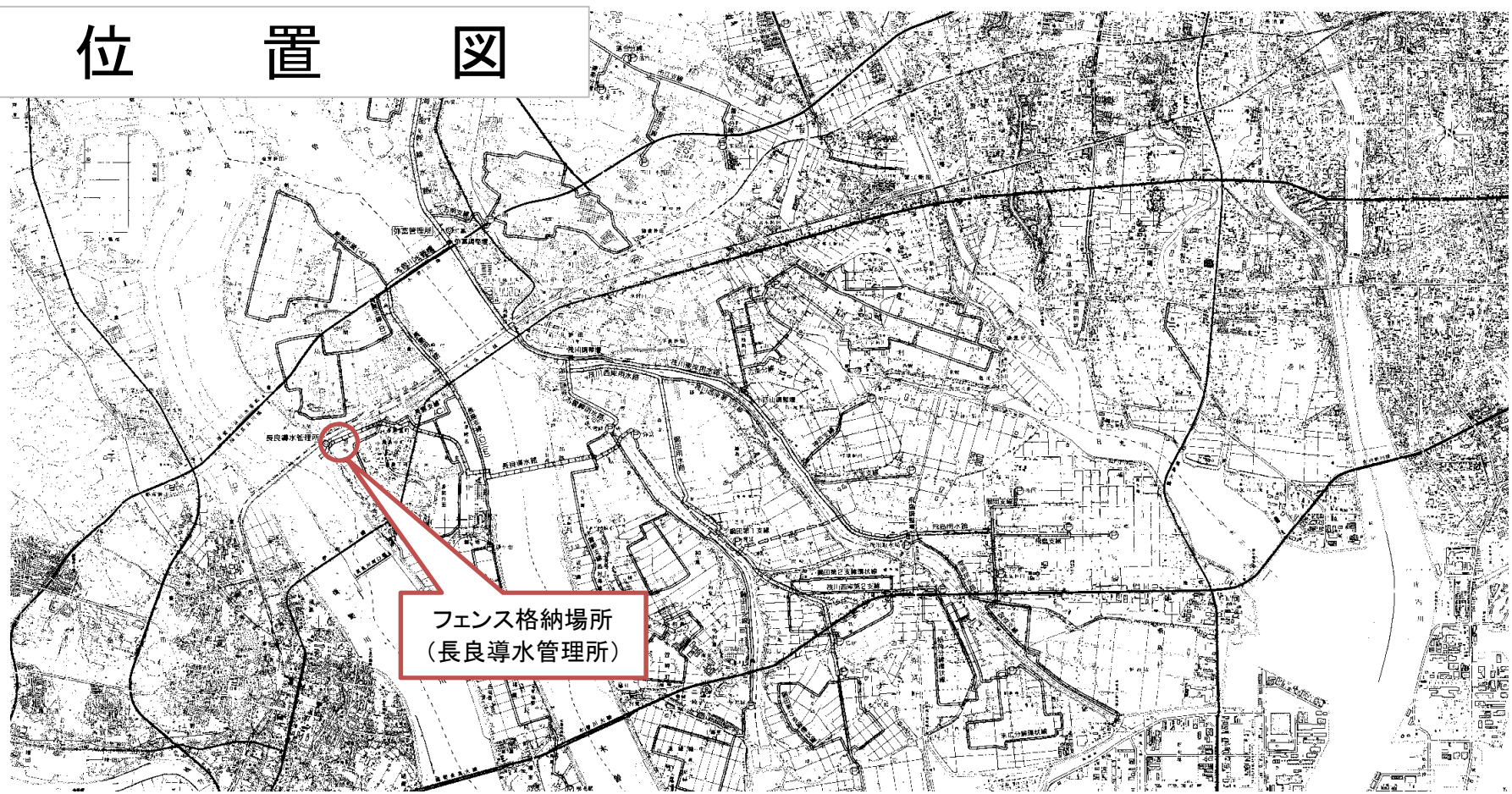
参 考 図 面

令和6年2月

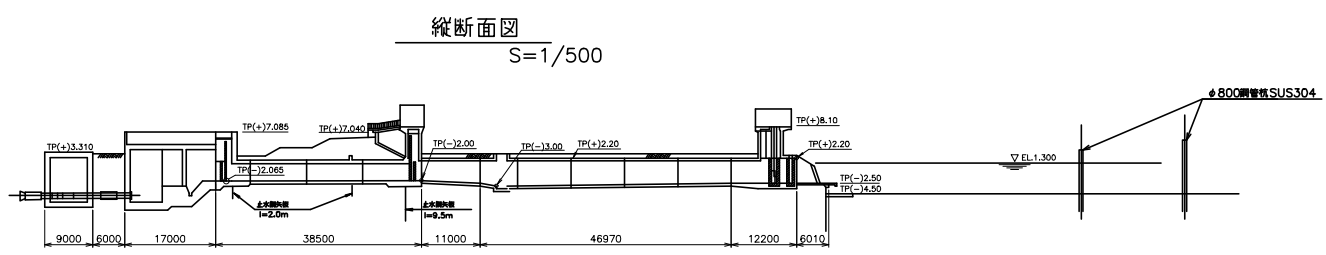
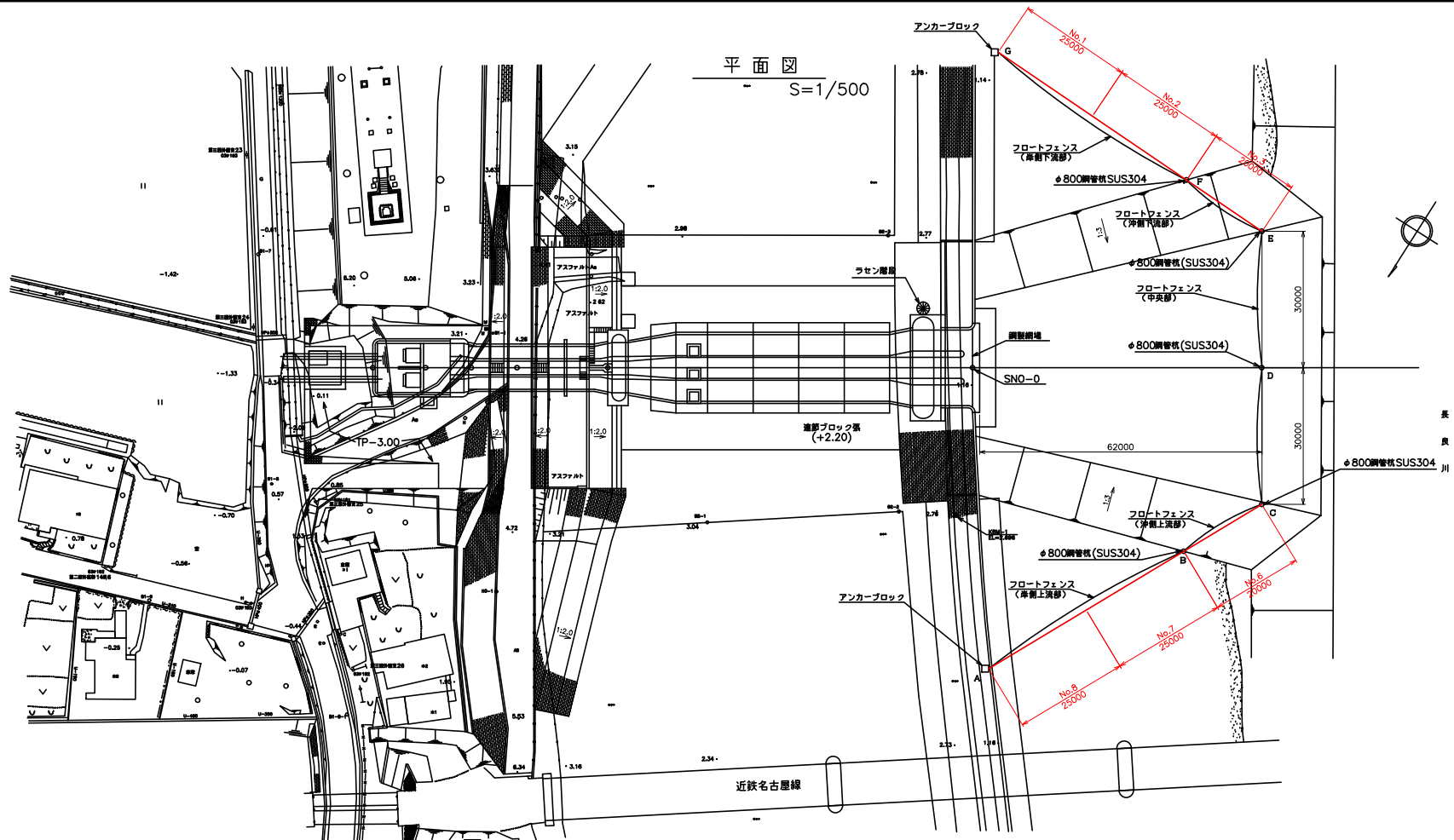
独立行政法人水資源機構

木曾川用水総合管理所

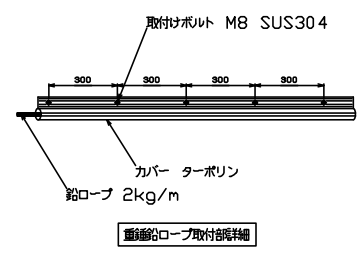
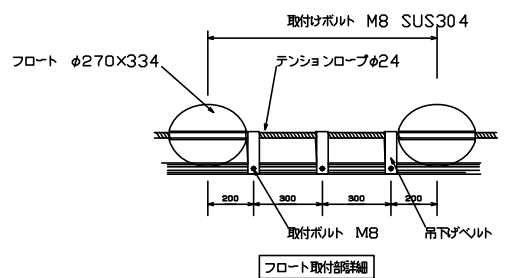
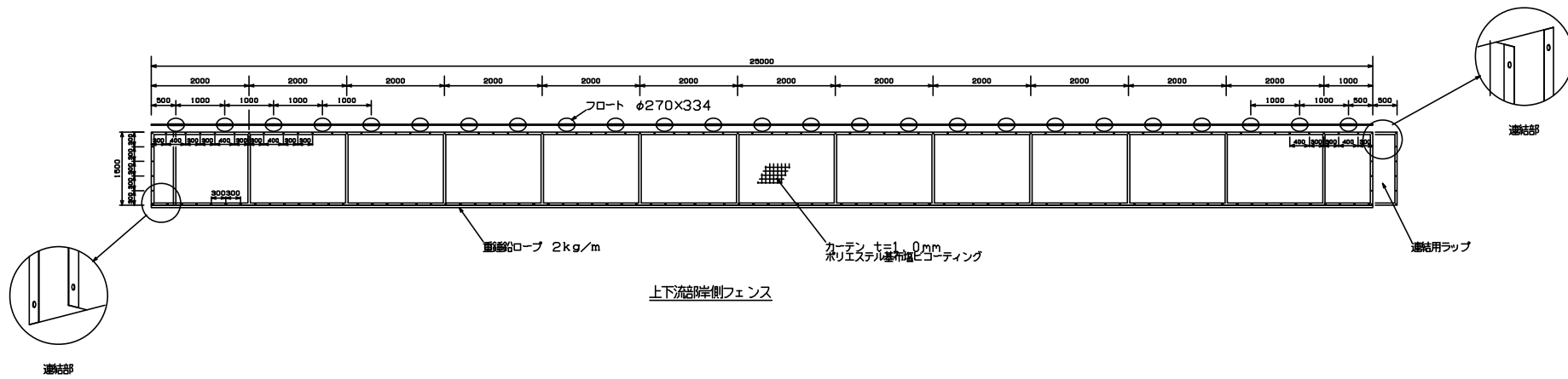
位置図

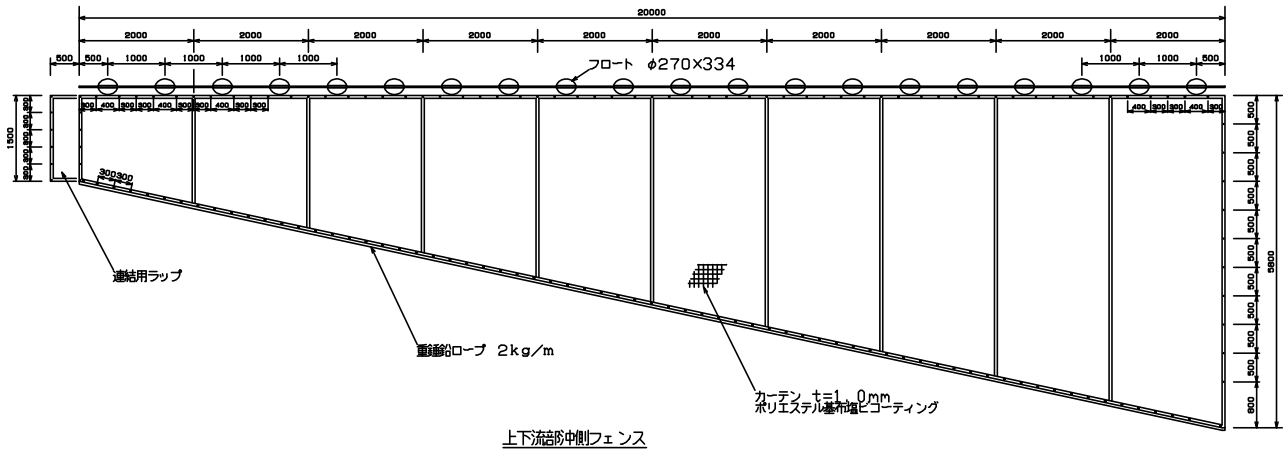


フェンス格納場所
(長良導水管理所)

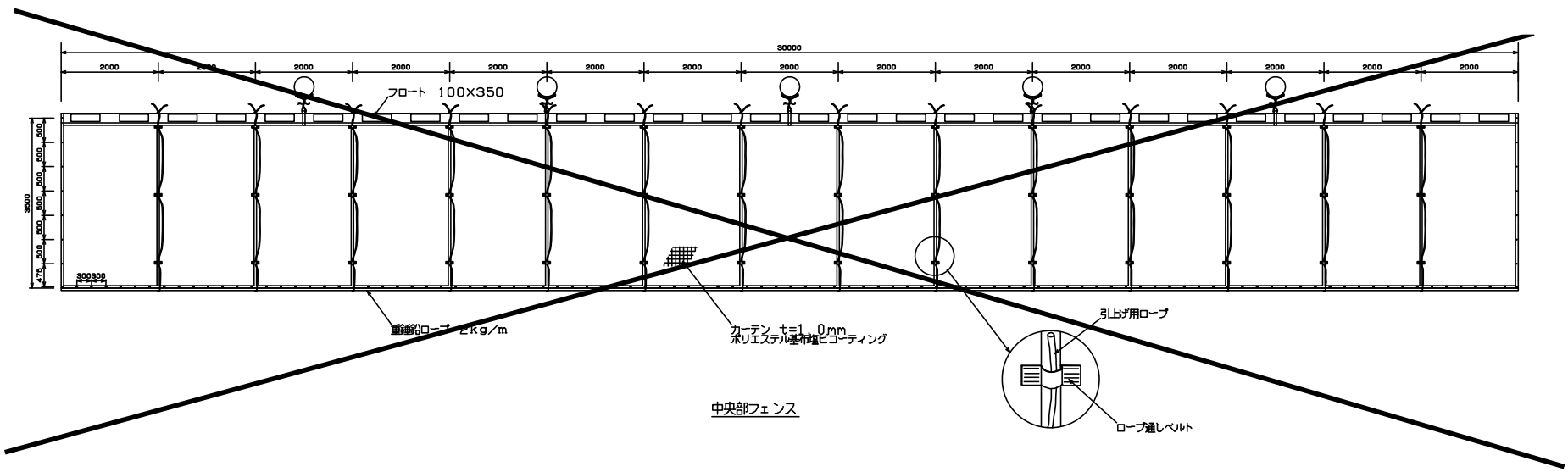


件名	フロートフェンス全体配置図	
名称	フロートフェンス全体配置図	
登録番号	管理番号	
独立行政法人 水資源機構 木曾川用水総合管理所		





製作数量表					
分類	名称	規格・寸法	単位	数量	適用
フロートフェンス	上下流部岸側	L=25m	スパン	4	
	上下流部沖側	L=20m	スパン	2	
(製作細別)					
上下流部岸側 (1スパン当り)	メインロープ	テト#7φ24mm端末加工	m	25	
	接続用ベルト	φ*ポリエステル t2.0×w50mm	m	37	
	カーテン	φ*ポリエステル t=1.0mm	m ²	38	
	補強ベルト	φ*ポリエステル t2.0×w50mm	m	108	
	重錘吊り用シート	φ*ポリエステル t=1.0mm	m ²	5	
	連結用ラップシート	φ*ポリエステル t=1.0mm	m ²	1	
	フロート(上流部)	高密度PP φ270×334mm	個	25	
	重錘	鉛ロープ 2kg/m	m	25	
	重錘吊り用金具	SUS304 M8φ*17×19mm	組	83	
	上下流部沖側 (1スパン当り)	メインロープ	テト#7φ24mm端末加工	m	20
接続用ベルト		φ*ポリエステル t2.0×w50mm	m	31	
カーテン		φ*ポリエステル t=1.0mm	m ²	73	
補強ベルト		φ*ポリエステル t2.0×w50mm	m	213	
重錘吊り用シート		φ*ポリエステル t=1.0mm	m ²	4	
連結用ラップシート		φ*ポリエステル t=1.0mm	m ²	1	
フロート(上流部)		高密度PP φ270×334mm	個	20	
重錘		鉛ロープ 2kg/m	m	20	
重錘吊り用金具		SUS304 M8φ*17×19mm	組	70	



旧フロートフェンス製作図(参考図)

FAX送信先 0587-97-1482

独立行政法人水資源機構 木曾川用水総合管理所 経理課 中原 あて

令和 年 月 日

独立行政法人水資源機構 分任契約職
木曾川用水総合管理所長 本田 毅 殿

住 所
会 社 名
代表者氏名

見積依頼書等の交付受領書

令和6年2月15日に交付された(件名:長良導水フロートフェンス処分工事)の
見積依頼書等を受領しました。

〈連絡先〉

担当部署名:

担当者:

電話番号:

FAX番号:

◆くじ用数値

--	--	--

「くじ用数値」を記載いただくのは、最低価格者が複数となった場合に契約の相手方を決定するためです。詳細は「くじの方法」をご覧ください。

くじの方法

今回の見積徴取に際して、最低金額を提出した見積者(以下「同価格者」という。)が複数あった場合、以下の方法により、契約の相手方を決定します。

1. くじの方法について

同価格者の「くじ用数値」の合計を同価格者数で除算し、余りの数値と「くじ用順位」が一致する者を、契約の相手方とします。

2. くじ用数値について

1) 「くじ用数値」とは、見積書を提出される方が、任意に決定していただく「0:ゼロ」から「999」の3桁の整数とします。なお、数値の記載等がない場合は「0:ゼロ」として取り扱わせていただきます。

2) 「くじ用数値」の機構へ対しての通知方法は、機構から送信(FAX)した見積依頼書の受信確認を機構に対して返信(FAX)する際に記載してください。この場合、機構から特に受信確認に用いる様式の指定がない場合は、通信欄などに下記のように記載してください。

記載例)

くじ用数値		
1	2	3

※数字は、明確に記載してください。

3. くじ用順位について

「くじ用順位」とは、同価格者が機構に対して見積書を送信(FAX)していただいた順に、「0:ゼロ」から順に付番させていただく番号となります。

- 例) ・同価格者が2者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」
 ・同価格者が3者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」、「2」

4. 具体的な決定方法について

例) ・同価格者が2者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
〇〇工務店	¥500,000-	0	123
□□工業	¥600,000-		999
△△組	¥500,000-	①	4

123+4=127

127÷2者=63 余り 1

・余り「1」とくじ用順位「1」が合致する、
△△組 が契約の相手方となる。

例) ・同価格者が3者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
〇〇工務店	¥500,000-	0	123
□□工業	¥600,000-		999
△△組	¥500,000-	1	4
◎◎工業	¥500,000-	②	1

123+4+1=128

128÷3者=42 余り 2

・余り「2」とくじ用順位「2」が合致する、
◎◎工業 が契約の相手方となる。